

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のとおり改正する。

別表第一警察の部中

警察本部	
部 長	部 長
参 事 官	参 事 官
財 務 局 長	財 務 局 長
組 織 対 策 局 長	組 織 対 策 局 長
運 転 免 許 セ ン タ ー 長	運 転 免 許 セ ン タ ー 長
課 長	課 長
室 長	室 長
隊 長	隊 長
所 長	所 長
計 画 監 査 官	計 画 監 査 官
監 査 官	監 査 官
信 息 指 令 官	信 息 指 令 官
危 機 管 理 官	危 機 管 理 官

を

警察本部	
部 長	部 長
参 事 官	参 事 官
財 務 局 長	財 務 局 長
組 織 対 策 局 長	組 織 対 策 局 長
運 転 免 許 セ ン タ ー 長	運 転 免 許 セ ン タ ー 長
課 長	課 長
室 長	室 長
隊 長	隊 長
所 長	所 長
計 画 監 査 官	計 画 監 査 官
監 査 官	監 査 官
信 息 指 令 官	信 息 指 令 官
危 機 管 理 官	危 機 管 理 官

に、

警察署（広島中央、広島東、広島南、呉、福山東、三次）
警察署（広島西、安佐南、安佐北、佐伯、海田、廿日市、

を

警察署（広島中央、広島南、呉、福山東、三次）
警察署（広島東、広島西、安佐南、安佐北、佐伯、海田、

に改める。

〔 広、東広島、福山西、福山  
北、尾道、三原 〕

〔 廿日市、広、東広島、福山  
西、福山北、尾道、三原 〕

附 則

この人事委員会規則は、平成三十一年三月十一日から施行する。ただし、別表第一警察の部警察本部の款に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。